

株式取得分許可申請書

大藏大臣
商工大臣

股
股

本店ノ所在場所
商 號
代 表 者

資 本 金
拂込資本金
電 話 番 號

(擔當者)

昭和 年 月 日 提出

㊟

取得分セントスル株式ニ關スル事項				取得分セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項				申請者ニ關スル事項		
銘 柄(1)			合 計	商 號				事 業 ノ 概 要 (13)		
一株ノ額面金額				住 所				所 有 株 式 總 額 (14)		
一株ノ拂込金額				資 本 金(内拂込)			昭和 年 直前事業年度末			
取得分ノ數量				最近配當率			月 日現在(15)			
取得分ノ價額(2)				申請者ノ所有株數及所有率(8)			子會社及親會社ノ株式(16)			
株式總數ニ對スル割合(3)				申請者ヨリノ借入金現在高			其ノ他ノ株式			
會社ノ記帳價額(4)				申請者ニ對スル貸付金現在高			合 計			
取得分ノ方法(5)				申請者トノ關係(9)			其ノ他參考事項(17)(18)			
讓受先ニ關スル事項(6)				株式取得ニ要スル資金ノ調達方法(12)						
氏名又ハ名稱	住 所	申請者トノ關係(7)	取得分スル株式及數量	株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途						
取得分ヲ必要トスル事由										

第二十四號様式(株式取得
處分許可申請書)
記載心得

一 株式取得許可申請書の場合には「處分」を、株式處分許可申請書の場合には「取得」を各抹消すること

二 取得處分せんとする株式に関する事項

(1) 「銘柄」は何々株式會社株式の如く記載すること、同一會社の株式にして拂込金額を異にする二種類以上の株式ある場合に於ては舊株、第一新株、第二新株等の區分を記載し優先株、後配株ある場合は優先株、普通株又は後配株の區分を記載すること

(2) 「取得處分の價額」は取得又は處分せんとする總株式の賣却又は買入價額を記載すること、價額不明なるものは大體の豫想價額を記載し價額の表示困難なるものに付ては其の旨を記載すること

(3) 「株式總數に對する割合」は取得又は處分せ

んとする株式の當該株式を發行する會社の總株式數に對する割合を記載すること

(4) 「會社の記帳價額」は株式を處分せんとする場合に於て當該株式の最近に於ける帳簿價額を記載すること

(5) 「取得處分の方法」は仲介者を経て買入又は賣却するものなりや、又其の仲介者の住所氏名、設立せらるる會社の株式に應募するものなりや、關係會社より又は關係會社に對し肩替りするものなりや、株主に對し割當つるものなりや、又其の割當の方法等を記載すること

三 讓受先に關する事項

(6) 株式取得許可申請書なる場合は「讓渡先」を、株式處分許可申請書なる場合には「讓受先」を各抹消すること

不特定の者若は多數の者に對し株式を讓渡する場合又は不特定の者若は多數の者より株式を讓

受くる場合に於ては本欄の記載を要せざること
 (7) 「申請者との関係」は申請者と譲渡先又は譲受先との資本関係、役員関係、取引関係等の關係を記載すること

四 取得處分せんとする株式を發行する會社に關する事項

(8) 「申請者の所有株式數及所有率」は當該會社の株式中現に申請會社の所有する株式數及其の當該會社の總株式數に對する割合を記載すること
 (9) 「申請者との關係」は當該會社と申請會社との資本關係、役員關係、取引關係、最近に於ける取引高等を記載すること

(10) 「主たる事業」は會社の定款の目的如何に拘らず會社が現に營みつつある主たる事業を記載すること

(11) 「生産高又は賣上高」は最近に終了したる事業年度に於けるものを記載すること

五 株式取得に要する資金の調達方法
 株式處分に因りて得たる資金の使途

(12) 株式取得許可申請書の場合には「株式處分に因りて得たる資金の使途」を、株式處分許可申請書の場合には「株式取得に要する資金の調達方法」を各抹消すること

「株式取得に要する資金の調達方法」は株式取得に要する資金を増資、株金拂込等に依るものなりや増資、株金拂込等の金額並に之に關する臨時資金調整法其の他の法令に依る許可の有無許可の年月日、借入金に依るものなりや及其の金額、借入先、擔保の有無、利率其の他の條件手許餘裕金に依るものなりや及其の金額を記載すること

「株式處分に因りて得たる資金の使途」は株式處分に依る代り金を借入金の返済、運轉資金の補充、固定設備の新設、擴張、銀行預金、他の有價證券等に投資するものなりや及其の金額、事業設備の新設、擴張等に必要なる資金に充つるものなるときは事業設備の新設、擴張の概要並

に許可の有無、借入金を返済する場合には借入金
金の返済先及金額、運轉資金補充の場合は運轉
資産（原材料、製品、半製品等）の現在高、借
入金総額と運轉資産との割合、他の投資に充つ
るものなる場合は其の金額、投資の種類、有價
證券の明細等を記載すること

六 申請に關する事項

(13) 「事業の概要」は會社の現に營みつつある主
たる事業の種類、主要生産品名、最近事業年度
に於ける生産高、販賣高、主要販賣先、主要設
備の概要、其他會社の營む事業の種類及規模
の概要を知るに足る事項を記載すること

(14) 「所有株式總額」は單に金額（會社の帳簿價
額）のみを記載すること

(15) 所有株數の現在高は最近の殘高に依ること

(16) 「子會社」は資本關係、役員關係等に依り實
質上會社が支配權を有する會社を謂ひ「親會社」
は資本關係、役員關係等に依り實質上會社が支

配を受くる會社を謂ふ

七 其他參考事項

(17) 外國株式の取得又は處分なるときは外貨證
券取得に關する爲替管理法上の許可の有無を記
載すること

(18) 其他許可に關し調査上の參考となるべき
事項を記載すること

八 記載事項なきもの又は記載困難なるものは其の
欄を斜線に依りて抹消すること

九 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

特許業權取得許可申請書

大藏大臣
商工大臣

殿
殿

本店ノ所在場所
商號
代表者

資本金
拂込資本金
電話番号

(擔當者)

昭和 年 月 日 提出

㊦

取得セントスル無體財産權			譲渡	受渡	先
種 類 (1)	無體財産權ノ内容 (2)	取得ノ價額	氏名又ハ商號	住 所	申請者トノ關係
無體財産權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要 (3)			無體財産權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財産權ノ處分ニ因リテ得タル代リ金ノ用途		
取得ノ必要トスル事由			申請者ノ營業事業ノ概要		
			其ノ他參考事項 (4) (5)		

第二十五號様式 (特許権取得
礦業権 處分許可申請書)

記載心得

- 一 一般の記載方法に付ては第二十四號様式記載心得に準ずること(参照一八三頁)
- 二 取得處分せんとする無體財産權
(1) 「種類」は特許權、礦業權又は漁業權の内容を表示する名稱、種類を記載すること
(2) 「無體財産權の内容」は如何なる方法に依り如何なる製品を製造する特許權なりや、礦業權の設定地域、埋藏礦物の種類及推定礦量、現在の出產量等を詳細に記載すること
- 三 無體財産權の取得に伴ふ事業計畫の概要
(3) 特許權、礦業權等を取得することに依り實施すべき事業計畫に付主要事業設備の概要、主要生産品名及生産高、原材料入手の方法並に事業收支の豫算等事業計畫の概要を知るに足る事項の概要を記載すること

四 其他参考事項

- (4) 外國より特許權を買入れんとする場合には買入先の國別、爲替管理法上の許可の有無、支拂の方法等を記載すること
 - (5) 無體財産權を處分せんとする場合に於て無體財産權の處分に伴ひ之と同時に事業設備を處分するものなるときは處分すべき主要事業設備等を記載すること
- 五 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

資金借入許可申請書

大蔵大臣
商工大臣

殿
殿

昭和 年 月 日 提出

本店ノ所在場所
商 號
代 表 者

資 本 金
拂込資本金
電 話 番 號 (擔當者)

借入ニ關スル事項		借入先ニ關スル事項(9)		申請者ニ關スル事項		
借入先ノ氏名又ハ名稱(1)		住 所		事 業 ノ 概 要		
借入金額(1)(2)		資 本 金	(拂込資本金)			
借入ノ時期		最近ノ事業年度ニ於ケル利益金及配當率				
借入ノ方法(1)(2)		申請者トノ關係				
利 率		事 業 ノ 概 要		資 産 及 資 本 構 成 (10)		
返済ノ時期及返済ノ方法(3)					昭和 年 月 日現在	直前事業年度末
擔保其ノ他ノ條件(4)				固 定 資 産		
借入金ノ使途(5)(6)(7)(8)				流 動 資 産		
事業設備資金ノ借入ナルトキハ設備ノ新設擴張又ハ改良ニ關スル許可ノ有無及許ノ年月日		借入ヲ必要トスル事由		投 資 資 産		
		其ノ他 參 考 事 項		其ノ他		
				株 主 資 本		
		外 部 資 本				
		固定資産ノ株主資本ニ對スル割合	%	%		
		借入金ノ總額(11)				
			昭和 年 月 日現在	直前事業年度末		
		金融機關ヨリノ借入金(12)				
		其ノ他				
		合 計				
		主務大臣ノ指定ヲ受ケタル借入金ノ限度				

第二十六號様式(資金借入許可申請書)

記載心得

- 一 一般の記載方法に付ては第二十四號様式記載心得に準ずること(参照一八三頁)
- 二 借入に關する事項
 - (1) 金融機關よりの資金の借入に付許可を申請するものなる場合に於ては「借入先の氏名又は名稱」の欄に何々銀行何々支店の如く營業所名を記載し、「借入の方法」の欄に證書貸付、手形貸付又は當座貸越契約に依る旨を記載し、當座貸越契約に依る場合に於ては「借入金額」の欄に極度金額を記載すること
 - (2) 數口に亙り借入を爲す場合には「借入金額」の欄に借入總額を、「借入の方法」の欄に數口に亙り借入るる旨及其の毎回の借入の豫定額を記載すること
 - (3) 「返済の時期及返済の方法」には返済資金の調達に關する見込をも記載すること

(4) 擔保其の他の條件なき場合は「擔保其の他の條件」の欄に「無し」と記載すること

三 借入金金の使途

(5) 借入金を以て事業設備の新設、擴張等を爲さんとするときは其の事業計畫の概要、所要資金の總額竝に資金の調達方法、主要生産品名及豫想生産高等の概要を記載すること

(6) 資金が借入金金の返済に充當せらるるものなる場合に於ては返済先及其の金額等を記載すること

(7) 運轉資金に充當するものなる場合には單に其の旨を表示すること

(8) 借入金に依り有價證券を取得せんとするものなる場合には取得せんとする有價證券の銘柄數量、取得額價等を記載すること

四 借入先に關する事項

(9) 金融機關より借入を爲さんとするものなる場合に於ては本欄は全部斜線に依りて抹消する

會社概況報告書(甲)

大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)		(拂込)	圓		
	代表者氏名(4)		印			
	電 話 番 號		擔當者名 氏			
昭和 年 月 日	會 社 / 設 立 年 月 日					
會社ノ營ム主タル事業(5)		役員其ノ他從業者數(年 月 日現在)(7)				
		區 分	男	女	計	
		役員	機 關			
			其ノ他			
		社員	技術者			
			事務者			
			囑託者 等(8)			
工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ 海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		船 員				
		勞 務 者				
最近三年間ニ於ケル 資本金異動(9)						
主 タ ル 株 主 年 二 十 月 名 日 現 在 (10)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數
					計	
					總 株 式 數 割 = 合 對 ス ル 割 合	

こと

五 申請者に關する事項

(10) 「資産及資本構成」の欄中

(イ) 「固定資産」は土地、建物、機械、輸送設備、什器等を謂ひ、建設勘定等の未働資産あるときは其の額を之に加算し特に其の旨内書すること

(ロ) 「流動資産」は會社の資産中「固定資産」以外のものを謂ひ、「投資資産」は所有有價證券關係會社に對する貸付金及預金現金の合計金額を謂ふこと

(ハ) 「株主資本」は最終の貸借對照表に於ける拂込資本金と諸積立金との合計金額を謂ひ、「外部資本」は最終の貸借對照表の貸方に於ける其の他の科目(當期利益金を含まず)の合計金額を謂ふこと

(ニ) 「借入金」の總額は借入金と支拂手形との残高の合計金額に依ること但し假受金其の他の名

義に依り實質上關係會社等より資金の借入を爲し居るものに付ては之を加算し特に其の額を内書すること

(12) 「金融機關」とは銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫を謂ふ

六 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

會社概況報告書(乙)

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)		(拂込) 圓			
	代表者氏名(4)		Ⓞ			
	電 話 番 號		擔當者 氏 名			
會 社 ノ 設 立 年 月 日						
會社ノ營ム主タル事業(5)			工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
役員其ノ他從業者數(7)			支拂給與(8)			
區 分	男	女	計	報酬、給料、賃金月額	手當及賞與年額	
役 員	機關タル モノ					
	其ノ他					
社 員	技術者					
	事務者					
	囑託者等 (9)					
勞 務 者						
年 月 日現在			年 月分	年 月以前一年分		
主 タ ル 株 主 二 十 名 月 日 現 在 (10)	氏 名	株 式 數	氏 名	株 式 數	氏 名	株 式 數
					計	
				總株式數ニ對スル 割合		

第二十七號様式(會社概況報告書(甲))
記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(參照一一九頁)
- (7) 役員其の他從業者數
最近の現在に依り記載すること
- (8) 囑託者等
令第九條第二號に該者する者に付記載すること
- (9) 最近三年間に於ける資本金異動
公稱資本金の増加又は減少、其の年月、金額及其の事由を記載すること

- (10) 主たる株主二十名
(イ) 報告の時の現在に依り記載すること
(ロ) 最大の株主、出資者又は基金醸出者より順次二十名に付記載すること
(ハ) 氏名
合名會社、合資會社及有限會社に在りては社員名を、株式合資會社に在りては株主及社員の名を、相互會社に在りては基金醸出者の氏名を記載すること
(ニ) 株式數
合名會社及合資會社に在りては出資金を、株式合資會社に在りては出資金及株式拂込金額を、有限會社に在りては出資の口數を、相互會社に在りては醸出したる基金額を記載すること

旅 費 規 程 報 告 書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)	
	商 號(2)	
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓
	代表者氏名(4)	氏 名
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名
	會 社 ノ 設 立 年 月 日	

會社ノ營ム主タル事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)
---------------	---

種 類	鐵道及船賃		車馬賃 (一軒當)	日 當	宿 泊 料	食 卓 料
	鐵 道	船				
資 格(7)	等	等	円	円	円	円
	等	等				
	等	等				

地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細(8)

區 分 種 別	金 額	地 方 別
日 當	円	
宿 泊 料		
其參考ノ事 他項		

第二十八號様式(會社概況報告書(乙))
記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社の營む主たる事業
 - (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(参照一九九頁)
- (7) 役員其の他從業者數
 - 最近の現在に依り記載すること
 - (8) 支拂給與
 - (イ) 最近の現在に依り記載すること
 - (ロ) 報酬、給料、賃金月額
 - 最近の一分月を記載すること
 - (ハ) 手當及賞與年額

過去一年間に支給したる實蹟を記載するものと
し手當中金錢以外のものに依る給與あるときは
其の見積價額を内書すること

- (9) 囑託者等
- 令第九條第二號に該當する者に付記載すること
- (10) 主たる株主二十名
- 第二十七號様式記載心得(10)に依り記載すること(参照一九二頁)

會社經理狀況報告書

大臣 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ所在場所 (1)				
	商 號(2)				
	資本金(3)		(拂込) 圓 圓		
	代表者氏名(4)		印		
	電話番號		擔當者氏名		
	會社ノ設立年月日		事業年度 第 期 自 至 決算確定年月日		
會社ノ營々主タル事業 (5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)			
特ニ意ヲ用ヒタル事項 當期間ニ於ケル營業ノ概要及經理上					
主 タ年 ル 株月 主 十日 名現 在(7)	氏 名	株 式 數	氏 名	株 式 數	
				計	
				總株式數ニ對スル割合	

第二十九號様式 旅費規程報告書
記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營々主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受くるの有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(參照一一九頁)
- (7) 資格
役員、社員其他資格又は階級に依り支給すべき旅費に差等あるときは其の區別に依り記載すること
- (8) 地方別に日當、宿泊料を定むる場合の明細
關東州、滿洲國、支那に於ける旅費其他の外國旅費に關し定あるときは之を別紙に記載すること

- (9) 其他參考事項
旅費規程の大部分に互る變更を爲したるに因り其の變更後の旅費規程を報告するものなるときは其の旨及其の變更事由を記載すること
- (10) 本様式に依り難きときは別紙に記載すること

自己資本計算書(1) (第 期自至)

科 目	金 額	計 算 基 礎
拂込資本金		
法定準備金		
繰越益金		
額面超過金中積立金		
合併差益金中積立金		
減資差益金中積立金		
計		
税務署長ノ證明ヲ受ケタル金額		
合計		
繰越欠損金		
施行規則第一條第二項ノ認定金額		
計		
差引合計		

第三十號様式(會社經理狀況報告書)記載心得

- (1) 會社の本店の所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社の營む主たる事業
- (6) 工場又は事業場に付陸軍又は海軍の管理を受けるの有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)に依り記載すること(參照一一九頁)

- (7) 主たる株主十名

第二十七號様式記載心得(10)に準じ記載すること但し株主名簿を添附し之に代ふることを得(參照一九二頁)

利益金配當金及給與狀況調書(第 期自 至)

利 益 配 當 金 (1)

平均拂込資本金	前期配當率
當期利益金	一號配當率
當期配當金	二號配當率
當期配當率	令第四條ノ指定配當率
配當金以外ノ社外流出金	固定資産償却金 ()
社 内 留 保 金	税金引當金 ()

給 與 状 況

役員、社員其ノ他 從業者數(2)	役 員	社 員	船 員	勞 務 者
---------------------	-----	-----	-----	-------

金 錢 = 依 ル 給 與

種 別	給與總額	内 容				
		報酬又ハ 基本給料	賞 與	令第二十條ノ手 當以外ノ手當	雜給與又ハ令第 二十條ノ手當	臨時ノ給與
役員給與						
社員給與(3)						
船員給與						
勞務者給與						
計						

役 員 給 與		社 員 給 與	
報酬支給額	不要許可額(4)	賞 與 期 間(11)	令 限 第 二 超 過 一 額 ノ (13)
賞與支給額	令第十三條第二項 ノ 金 額(6)	賞與期間中ニ於ケル基 本給料總額	
決定賞與額(5)	同上算出ノ基礎(7)	同 上 ノ 四 分 ノ 三	
報酬許可額(8)	賞與許可額(9)	賞 與 金 (12)	
純 益 金 計 算 (10)	決算上ノ 利益金	其 ノ 他 參 考 事 項	賞與期間中ニ於ケル令第 二十條ノ手當以外ノ手當
	差 引 純 益 金		給 (14)
			昇 給 昇 給 昇 給 基本給料 (イ)ノ(ロ)ニ 昇 月 日 者 數 (イ) 積算額(ロ) 對スル割合

1101

第三十一號様式(自己資本計算書)
記載心得

(I) 自己資本計算書
第一號様式記載心得(16)乃至(18)に依り記載すること(参照一二〇頁)

第三十二號様式(利益配當金及給與状況調査)記載心得

- (1) 利益配當金
 - (イ) 平均拂込資本金
 - 第一號様式記載心得(12)に依り記載すること
(参照一二〇頁)
 - (ロ) 当期利益金
 - 第一號様式記載心得(13)の利益金を記載すること
(参照一二〇頁)
 - (ハ) 配當金以外の社外流出金
 - 配當金以外に利益金處分に依り社外に流出したる金額を記載すること
 - (ニ) 社内留保金
 - 第一號様式記載心得(13)の利益金より利益金處分に依り社外に流出したる金額を控除したる金額を記載すること
 - (ホ) 一號配當率
- 令第三條第一項第一號の配當率を記載すること

11011

- (ヘ) 二號配當率
- 令第三條第一項第二號の配當率を記載すること
- (ト) 固定資産償却金
- 會社に於て計算したる金額を記載し利益金處分に依るものは之を括弧内に内書(全額利益金處分に依るものなるときは全額括弧内に記載)すること
- (チ) 税金引當金
- 會社に於て計算したる金額を記載し利益金處分に依るものは之を括弧内に内書(全額利益金處分に依るものなるときは全額括弧内に記載)すること
- (2) 役員、社員其の他従業者數
- 當該事業年度中の日割平均人員を記載すること
- (3) 社員給與
- 役員にして社員を兼務し社員としての給與を受け居る者に付ては給與總額及内譯欄に夫々其の金額を内書すること
- (4) 不要許可額

令第十二條第一號の最高報酬額を記載すること

- (5) 法定賞與額
- 第七條の規定に依る純益金に第八條の率を乗じて得たる金額を記載すること
- (6) 令第十三條第二項の金額令第十三條第二項各號の一に掲ぐる場合に該當するとき其の金額を記載すること
- (7) 同上算出の基礎
- 右の計算の手續を記載すること
- (8) 報酬許可額
- 當該事業年度の役員報酬の支給に付許可を受けたるときは其の許可額を記載すること
- (9) 賞與許可額
- 當該事業年度の役員賞與の支給に付許可を受けたるときは其の許可額を記載すること
- (10) 純益金計算
- 會社の次算上の利益金に第七條第二項又は第三項に掲ぐる項目を加減して純益金の計算を示すこと

改正會社經理統制令の概説

(II) 賞與期間

- (イ) 當該事業年度中に支給したる賞與の屬する賞與期間を記載すること
- (ロ) 賞與期間二以上あるときは之を區分して記載すること
- (12) 賞與金
- (イ) 當該事業年度中に支給したる賞與金を記載すること
- (ロ) 支給回数二回以上あるときは各支給毎に區分して記載すること
- (13) 令第二十一條の限度超過額
- 第二十四條第一項第二號の規定に依り許可を受けて支給したる金額又は令第二十一條第二項但書の規定に依り許可を受けて支給したる金額は夫々區分して記載すること
- (14) 昇給
- (イ) 昇給月日
- 當該事業年度中の昇給月日を記載すること

11013

特 殊 支 出 調 書 (第 期自至)

機 密 費 等

區 分	基準月額(1)	基準月額=當該事業年度ノ月数ヲ乗ジテ得ベキ金額(2)	當該事業年度支出實蹟	直前事業年度支出實蹟	備 考(3)
金 額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他(4)				

寄 附 金 等

區 分	寄附金支出豫定報告額(5)	當該事業年度支出實蹟	直前事業年度支出實蹟	備 考(6)
金 額				
經理ノ方法	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他(4)			

福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出

區 分	當該事業年度支出實蹟	直前事業年度支出實蹟	備 考
金 額			
經理ノ方法	經費支出		
	利益金處分		
	其ノ他(4)		

研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出

區 分	當該事業年度支出實蹟	直前事業年度支出實蹟	備 考
金 額			
經理ノ方法	經費支出		
	利益金處分		
	其ノ他(4)		

其ノ他ノ参考事項

- (ロ) 昇給額
基本給料月額ノ昇給額を記載すること但し許可を受けて昇給したる場合は許可を受けたる部分を區分して記載すること
- (ハ) 基本給料積算額
各昇給者ノ當該昇給直前ノ基本給料月額に各昇給者ノ直前ノ昇給日(初めて昇給したる者に付ては採用の日)後當該昇給日迄に經過したる月數ノ十二分の一を乗じて得たる金額ノ合計額を記載すること
- (ニ) 令第十九條第二項各號ノ昇給に付ては記載せざること

第三十三號様式(特殊支出調書) 記載心得

- (1) 基準月額
令第二十九條第一項乃至第四項の規定に依り報告し、承認を受け、増額し又は減額したる基準月額を記載すること
- (2) 基準月額に當該事業年度の月數を乗して得べき金額
月數は曆に従ひ計算し一月未滿の端數を生じたるときは之を一月に切上ぐること
- (3) 備考
當該事業年度の支出に付令第二十九條第五項の規定に依り許可を受けたるときは其の旨記載すること
- (4) 其他
資産中假勘定に計上したるもの其他資産に計上したるものを記載すること
- (5) 寄附金支出豫定報告額

令第二十九條の二第一項の規定に依り報告したる當該事業年度の豫定額を記載すること

- (6) 備考
當該事業年度の支出に付令第二十九條の二第二項の規定に依り許可を受けたるときは其の旨記載すること

會社經理統制令關係法規

會社經理統制令施行規則

第三十一條第一項に掲ぐる施設の範圍指定の件

(昭和十五年十二月四日
閣令第十七號)

會社經理統制令施行規則第三十一條第一項各號に掲ぐる施設の範圍左の通定む

- 一 法令に定ある施設
 - (一) 健康保險法、職員健康保險法又は船舶所有者の保險料負擔
 - (二) 退職積立金及退職手當法に依る退職手當積立金及準備積立金の積立
 - (三) 團體郵便年金規則第一條の團體郵便年金掛金の補助(每事業年度に付年金受取人たる從業者に對し當該事業年度間に支拂ふ基本給料及賃金の總額の十二分一を超えざるものに限る)
 - (四) 青年學校の設置及維持に關する費用の負擔
- 二 保健衛生施設

勞務者の保健衛生を目的とする左の施設にして其の規模又は經費各左の限度を超えざるものに限る

(一) 運動場	敷	地	面	積	建設費 (一坪當)	初度調辨費 (一坪當)	維持管理費 (一坪當年額)
會社が常時使用する勞務者數					五円	五円	〇、五円
千人以下なるとき	勞務者一人當一坪						

(二) 病院其の他の診療所

千人を超え五千人以下なるとき	千坪に勞務者千人以上一人を増加する毎に〇・七坪を加算したる面積	五	五	〇、五
五千人を超ゆるとき	三千八百坪に勞務者五千人以上一人を増加する毎に〇・四坪を加算したる面積	五	五	〇、五

會社が常時使用する勞務者數

敷地面積

(延坪積)

(坪當費)

初度調辨費

(維持管理費一人當年額)

五百人以下なるとき
五百人を超え千人以下なるとき
千人を超え二千人以下なるとき
二千人を超え五千人以下なるとき
五千人を超え一萬人以下なるとき
一萬人を超ゆるとき

す三倍の坪建

六〇坪	六〇坪	九〇坪	一五〇坪	七五〇坪	一、三〇〇坪
三五〇円	三五〇円	三五〇円	三五〇円	三五〇円	三五〇円
二〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円
四円	四円	四円	四円	四円	四円

千三百坪に勞務者一萬人以上千人又は其の端數を増加する毎に百二十坪を加算したる面積

十六萬八千圓に勞務者一萬人以上千人又は其の端數を増加する毎に一萬二千圓を加算したる金額

(三) 炊事場

常時給食する勞務者數

敷地面積

(延坪積)

(坪當費)

初度調辨費

(維持管理費及給食費一人當年額)

三百人以下なるとき
三百人を超え五百人以下なるとき
五百人を超え千人以下なるとき
千人を超え五千人以下なるとき
五千人を超ゆるとき

す二倍の坪建

勞務者一人當〇・一二坪	勞務者一人當〇・一二坪	勞務者一人當〇・一二坪	勞務者一人當〇・一二坪	勞務者一人當〇・一二坪	勞務者一人當〇・一二坪
二五〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円
一〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
五円	五円	五円	五円	五円	五円

百二十坪に勞務者千人以上一人を増加する毎に〇・三坪を加算したる面積

初度調辨費

(維持管理費一人當年額)

(四) 浴場

敷地面積

(延坪積)

(坪當費)

初度調辨費

(維持管理費一人當年額)

五十人以下なるとき
五十人を超え百人以下なるとき
百人を超え三百人以下なるとき
三百人を超え五百人以下なるとき
五百人を超え千人以下なるとき
千人を超え五千人以下なるとき

す二倍の坪建

八坪	一四坪	三五坪	六〇坪	一二〇坪	六〇〇坪
三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円
二、二〇〇円	三、七〇〇円	六、八〇〇円	一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
八円	七円	五円	五円	四円	三円

(五) 寄 宿 舎

常時收容する勞務者數

敷地面積

二十人以下なるとき
二十人を超え四十人以下なるとき
四十人を超え百二十人以下なるとき
百二十人を超え二百人以下なるとき
二百人を超え四百人以下なるとき
四百人を超え千人以下なるとき

千人を超ゆるとき

す和二坪の倍

敷地面積	建物面積 (延坪積)	建築物 (一坪當)	初度調辨費 (建物一坪當)	維持管理費及給食費 (一人當年額)
二十人以下なるとき	六〇坪	二五〇	八〇	五四
二十人を超え四十人以下なるとき	一二〇	二五〇	八〇	五四
四十人を超え百二十人以下なるとき	三六〇	二五〇	七〇	五四
百二十人を超え二百人以下なるとき	六〇〇	二五〇	七〇	五四
二百人を超え四百人以下なるとき	一、二〇〇	二五〇	七〇	五四
四百人を超え千人以下なるとき	三、〇〇〇	二五〇	六〇	五四
千人を超ゆるとき	三千坪に勞務者千人以上二百人又は其の端數を増加する毎に六百坪を加算したる面積	二五〇	六〇	五四

(六) 保 育 所

常時收容する乳幼児數

敷地面積

十人以下なるとき
十人を超え二十人以下なるとき
二十人を超え五十人以下なるとき
五十人を超え百人以下なるとき
百人を超ゆるとき

す四坪の倍

敷地面積	建物面積 (延坪積)	建築物 (一坪當)	初度調辨費 (建物一坪當)	維持管理費及給食費 (一人當年額)
十人以下なるとき	一五坪	二五〇	五〇	四三
十人を超え二十人以下なるとき	三〇	二五〇	五〇	四三
二十人を超え五十人以下なるとき	七五	二五〇	五〇	四三
五十人を超え百人以下なるとき	一五〇	二五〇	五〇	四三
百人を超ゆるとき	百五十坪に乳幼児百人以上五十人又は其の端數を増加する毎に七十五坪を加算したる面積	二五〇	五〇	四三

備 考

- 一 本表は工場事業毎に之を適用するものとす
- 二 運動場又は建物の建設に要する經費及び初度調辨費の支出が二事業年度以上に亘る場合に於ては其の總額に付本表を適用するものとす
- 三 本表に掲ぐる施設を有する會社が同種の施設を新に設置せんとする場合に於ては其の敷地又は建物の面積は本表に依り算出したる面積より既存施設の敷地又は建物の面積を控除したるものを以て其の限度とし其の初度調辨費は本表に依り算出したる金額より既存設備の見積價格を控除したるものを以て其の限度とす
- 四 運動場の建設費は整地、地面裝備並に附屬建物及工作物の建設に要する經費とす
- 五 建物の建築費は主體の建築費並に門、柵其の他の附屬工作物及給水、排水、電氣、瓦斯の附帶設備に要する經費とす但し病院其の他の診療所に付ては右の外消毒設備、淨化設備及汚物焼却設備を包含するものとす

- 六 建物の敷地を購入する場合に於ては其の購入費は本表に掲ぐる施設の経費として取扱ふものとす
- 七 建物の全部又は一部を購入する場合に於ては其の購入費に増改築その他新に支出したる経費を加算したるものに付本表の建築費の限度を適用するものとす
- 八 初度調辨費は施設の種類に従ひ左の経費とす
 - (一) 運動場に付ては陸上競技、籠球、排球、野球、庭球、蹴球及相撲の設備並に鐵棒、跳箱、平行棒及肋本の設置に要する経費とす
 - (二) 病院其の他の診療所に付ては寢臺エックス線装置、診療器具雜器具及煖房装置に要する経費とす
 - (三) 炊事場に付ては汽罐、煙突、精米機、炊飯機、鍋釜、調理器具、冷蔵庫、食器、食器消毒機、運搬器具其の他の備品に要する経費とす
 - (四) 浴場に付ては汽罐、煙突、桶、體重計其の他の備品に要する経費とす
 - (五) 寄宿舍に付ては寢具、机、椅子其の他の備品に要する経費及附屬炊事場又は浴場に要する初度調辨費とす
 - (六) 保育所に付ては机、椅子、玩具、樂器其の他の備品に要する経費とす
 - 九 維持管理費は水道電気及瓦斯の料金、石炭等消耗品の購入並に諸修繕其の他當該施設の維持管理に要する経費とす但し維持管理に従事する専務の職員あるときは之に要する経費、敷地又は建物が賃借に係るものなるときは其の地代（運動場に付ては坪三圓、其の他の敷地に付ては坪六圓を限度とす）又は家賃を本表の金額に加算するものとす

「終り」

昭和十六年十一月一日印刷
昭和十六年十一月五日發行

改正會社經理統制令の概説

定價 壹圓七拾錢

著者 商工經營研究會

大阪市北區會根崎上三丁目八番地

發行兼株式會社 大同書院

代表者 松本善次郎

會員番號 一一六五〇二

東京市神田區淡路町二丁目九番地

配給元 日本出版配給株式會社

製



發行元

大阪市北區 會根崎上三丁目 電話北一六五三・五七五二番
東京市神田區 振替東京八一二三八番
駿河台三丁目 電話神田二二二八番

大同書院

(部本製刷印同大)

統制經濟法令關係書目録


大阪市北區梅田新道(電北一六五三・五七五二番)

發行所

大同書院

振替大阪三一九七二番

商工經營 研究會編	式問答	國債の實際知識	送價一・七〇〇	商工經營 研究會編	式問答	正改 稅法總攬	送價二・五〇〇
商工經營 研究會編	式問答	銀行等資金運用令の解説	送價一・七〇〇	商工經營 研究會編	式問答	正改 外國爲替管理法の解説	送價二・五〇〇
商工經營 研究會編	式問答	臨時資金調整法の解説	送價一・七〇〇	商工經營 研究會編	式問答	在外凍結財産調査規則の解説	送價二・五〇〇
商工經營 研究會編	式問答	戰時貿易統制令の解説	送價一・八〇〇	商工經營 研究會編	式問答	正改 國家總動員法の解説	送價一・九〇〇
商工經營 研究會編	式問答	會社經理統制令の解説	送價一・二〇〇	商工經營 研究會編	式問答	宅地建物等價格統制令の解説	送價一・七〇〇
商工經營 研究會編	式問答	早解 會社經理統制令手續編	送價一・八〇〇	商工經營 研究會編	式問答	臨時農地價格統制令の解説	送價一・六〇〇
商工經營 研究會編	式問答	國防保安法早わかり	送價一・五〇〇	商工經營 研究會編	式問答	從業者移動防止令の解説	送價一・五〇〇
商工經營 研究會編	式問答	陸軍利潤統制の解説	送價一・六〇〇	商工經營 研究會編	式問答	青少年雇入制限令の解説	送價一・五〇〇
商工經營 研究會編	式問答	九・一八價格停止令の解説	送價一・七〇〇	大同書院 編輯部編	式問答	國民勞務手帳法の解説	送價一・五〇〇
商工經營 研究會編	式問答	奢侈品禁止令	送價一・八〇〇	商工經營 研究會編	式問答	價格停止令(八・二二)の解説	送價一・〇〇〇
商工經營 研究會編	式問答	統制經濟違反事件と其の判例	送價一・二〇〇	商工經營 研究會編	式問答	軍需品工場新經營要綱概説	送價三・一〇〇



大 同 書 院 發 兌

改正 會社經理統制令 申請書 報告書 用紙

◆三九種揃 (各種五枚宛) 一九五枚綴 ◆ 價三・〇〇 一・二四

問答 式 會社經理統制令の解説

價一・二〇 一・一〇



¥ 1.70